

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月14日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	新発田市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shibata.lg.jp/machidukuri/joho/mynumber/1002424.html

執行機関名 新発田市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	新発田市就学援助規則(平成17年新発田市教育委員会規則第4号)による就学に必要な経費を支給することに関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	91	
番号法別表第2の項	113	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第10の項 新発田市就学援助規則(平成17年新発田市教育委員会規則第4号)による就学に必要な経費を支給することに関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	新発田市就学援助規則(平成17年4月7日 教委規則第4号)第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な法第18条に規定する学齢児童若しくは学齢生徒(以下「児童生徒」という。)又は就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいい、小学校に就学させるべき者に限る。以下同じ。)の保護者に対して、就学に必要な経費に対して就学援助費(以下「援助費」という。)を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
独自利用事務の関連規範		新発田市就学援助規則(平成17年4月7日 教委規則第4号)